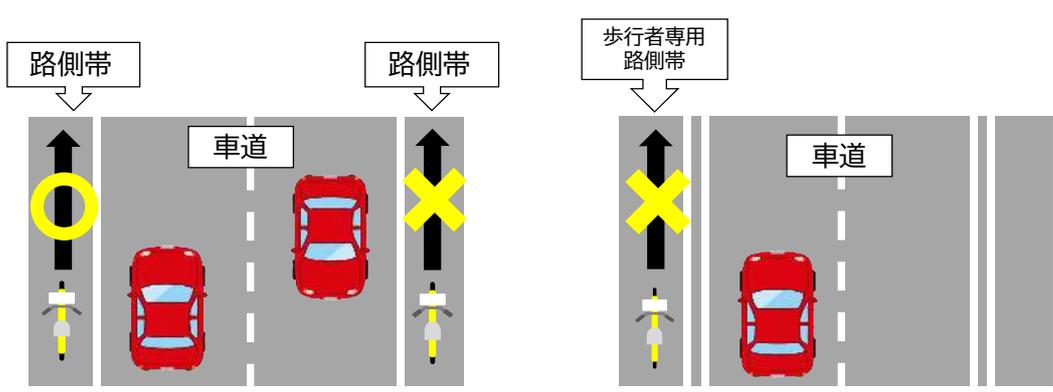


自転車のルールテスト(中学生)(解説)

年	組	番	名前	
---	---	---	----	--

正しいものに○、間違っているものに×をつけましょう。

問 題		こたえ
1.	<p>歩道がない車道に白線で区切られたスペースを路側帯といい、白線が1本でも2本でも自転車で通行することができる。</p> <p>(解説)線が1本の路側帯は自転車で通行できますが、線が2本のものは歩行者専用の路側帯のため自転車は通行することができません。路側帯を通行するときは、車道の左側にあるほうを通ります。また、路側帯の中を走るときは歩行者のじゃまにならないように、すぐに止まれるスピードで走りましょう。</p> 	×
2.	<p>危険でなければ携帯電話を見ながら自転車に乗ってもよい。</p> <p>(解説)自転車に乗るときは、携帯電話を使用してはいけません。令和6年11月から「自転車のながらスマホ」に罰則ができました。携帯電話を使用するときは自転車から降りましょう。</p>	×
3.	<p>自転車で歩道を走るとき、歩行者のそばを通るときはすぐに止まれるスピードで走行(徐行)する。</p> <p>(解説)歩行者(特に子どもや高齢者)は予想と違う行動をする可能性があります。自転車で歩行者のそばを通るときは十分注意しましょう。</p>	○
4.	<p>赤信号で横断中に車と接触したが、けがもなく、自分が悪いので警察には通報しなくてよい。</p> <p>(解説)交通事故があったときは、ケガがなくても、警察に事故の報告をしなければいけません。家族や先生など大人に相談しましょう。</p>	×
5.	<p>この標識は、歩行者用道路の標識であるため、自転車で走ってはいけません。</p> <p>(解説)これは普通自転車歩道通行可の標識です。この標識のあるところでは、自転車で歩道を通行することができます。自転車で歩道を走るときは、車道寄りを通ります。また、歩行者が危ないと思ったときは一度止まって自転車から降りて通行しましょう。</p> 	×
6.	<p>雨がふっているときは、傘をさして自転車に乗ってもよい。</p> <p>(解説)傘をさしながら自転車に乗ると、風にあおられてぐらついたり、傘で前が見えなくなったりして危険です。雨の日はレインコートを着るか自転車に乗らないようにしましょう。</p>	×
7.	<p>大型車のそばを通る時は、運転者に気づかれていない可能性があるので気をつける。</p> <p>(解説)大型車には、運転席から見えない場所(死角)があります。そばを通るときは十分注意しましょう。</p>	○

自転車のルールテスト(中学生)(解説)

問 題		こたえ
8.	見通しの悪い交差点でも、ほとんど車が通らないところではスピードを落とさずに走ってもよい。 (解説)左右の見通しが悪い交差点では、スピードを落として安全確認をしてから進まなければなりません。	×
9.	自転車の左のブレーキは壊れていても、右のブレーキが十分かかるのであれば、少しなら自転車に乗ってもよい。 (解説)前輪後輪両方のブレーキがきかない自転車で道路を通行してはいけません。	×
10.	自転車横断帯がある交差点でも、自転車は車両のなかまであるため、車両用の信号機に従う。 (解説)自転車は、交差点に自転車横断帯があるときは、歩行者自転車専用信号に従い、自転車横断帯を横断しなければなりません。自転車で歩道を走っているときも歩行者用信号に従います。車道を走っているときは車両用信号に従います。  自転車横断帯があるとき → 歩行者自転車専用信号に従い 自転車横断帯を横断する 歩道を走っているとき → 歩行者用信号に従う 車道を走っているとき → 車両用信号に従う	×
11.	自転車に乗るときはヘルメットをかぶらなくてもよい。 (解説)自転車事故で亡くなった人の約半分が頭の傷が原因となっています。ヘルメットはあなたの頭を守る大事なものです。自転車に乗るときはヘルメットをかぶるようにしましょう。	×
12.	大人は自転車保険に加入しなければならないが、13歳未満の子どもは加入しなくてもよい。 (解説)兵庫県では、県のきまりで、自転車に乗る人すべてに自転車損害賠償保険の加入が義務付けられています。神戸市で自転車事故を起こした小学生に約1億円の損害賠償を支払う命令がされました。大人や子どもに関係なく、自転車で事故を起こせば多額のお金を支払わなければなりません。自転車損害賠償保険に入っていればその保険からお金が支払われる場合があるため、保険の加入が義務となっています。	×
13.	自転車は2台までなら横に並んで走行してもよい。 (解説)自転車でも並んで走行してはいけません。どちらかの自転車が車のすぐそばを走ることになり危険です。また、ほかの車や自転車の通行の邪魔になるため絶対にやめましょう。	×
14.	商店街に人がたくさんいても、自転車に乗ってもよいところであればスピードを出して通り抜けてもよい。 (解説)歩行者専用の標識のない商店街や地下道など自転車に乗ってよい場所でも、歩行者に危険を感じさせるような運転をしてはいけません。  (歩行者専用の標識)	×
15.	歩道に歩行者がいて通れないときは、よけてもらうためにベルを鳴らしてもよい。 (解説)危険を防止するためやむを得ないときは以外は、ベルを鳴らしてはいけません。	×